

四 半 期 報 告 書

(第107期第2四半期)

株 式 会 社

秋 田 銀 行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【中間連結財務諸表】	29
2 【その他】	76
3 【中間財務諸表】	77
4 【その他】	98
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	99

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月27日

【四半期会計期間】 第107期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社 秋田銀行

【英訳名】 THE AKITA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藤原清悦

【本店の所在の場所】 秋田市山王三丁目2番1号

【電話番号】 018(863)1212(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長 新谷明弘

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目13番1号
株式会社秋田銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3564)3117

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 佐々木利幸

【縦覧に供する場所】 株式会社秋田銀行 東京支店
(東京都中央区京橋三丁目13番1号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	28,206	29,248	28,030	58,391	58,005
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	4,926	△3,438	4,700	8,248	△1,158
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	2,359	△2,660	2,855	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	3,514	△2,102
連結純資産額	百万円	143,286	120,902	130,559	132,339	114,310
連結総資産額	百万円	2,255,923	2,260,749	2,345,255	2,222,037	2,273,512
1株当たり純資産額	円	715.89	605.53	652.97	664.15	571.01
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	12.12	△13.76	14.77	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	18.11	△10.87
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	14.77	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	6.1	5.1	5.3	5.7	4.8
連結自己資本比率 (国内基準)	%	12.35	12.05	12.27	12.43	11.72
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	87,843	72,112	45,740	35,477	71,669
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△84,061	△67,427	△37,502	△26,927	△28,812
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,741	△609	△591	△2,337	△1,199
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	39,041	47,266	92,491	43,219	84,858
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,665 [508]	1,659 [525]	1,695 [615]	1,604 [500]	1,619 [672]

- (注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成19年度および平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および平成19年度中間連結会計期間および平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額につきましては、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
6. 前連結会計年度より、「平均臨時従業員数」に、当行が雇用しているパートタイマーの平均雇用人員(当第2四半期連結会計期間平均351名)を含んでおります。
7. 平成20年度中間連結会計期間および平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第105期中	第106期中	第107期中	第105期	第106期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	24,754	25,795	24,775	51,226	51,322
経常利益 (△は経常損失)	百万円	4,641	△3,324	4,172	7,623	△1,227
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	2,337	△2,611	3,005	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	3,461	△2,061
資本金	百万円	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100
発行済株式総数	千株	195,936	193,936	193,936	193,936	193,936
純資産額	百万円	138,080	115,657	125,080	126,971	108,960
総資産額	百万円	2,244,159	2,249,817	2,334,868	2,210,997	2,262,754
預金残高	百万円	1,999,285	2,014,700	2,042,607	1,999,946	2,014,253
貸出金残高	百万円	1,257,712	1,321,104	1,392,978	1,309,487	1,372,308
有価証券残高	百万円	814,174	788,723	799,988	743,186	741,659
1株当たり純資産額	円	713.99	598.29	647.08	656.65	563.72
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	12.00	△13.50	15.55	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	17.83	△10.66
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	15.54	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	6.1	5.1	5.3	5.7	4.8
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.92	11.59	11.79	11.97	11.26
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,558 [86]	1,553 [100]	1,585 [462]	1,504 [86]	1,519 [253]

(注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 第105期および第106期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および第105期中および第106期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額につきましては、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

5. 第106期より、「平均臨時従業員数」に、パートタイマーの平均雇用人員(当第2四半期会計期間平均351名)を含んでおります。

6. 平成20年9月および平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行および当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社である株式会社あきぎんオフィスサービスは、平成21年9月30日開催の臨時株主総会の決議により解散し、現在清算手続き中であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,695 [615]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員702人を含んでおりません。
2. 従業員数は、取締役を兼務していない執行役員5名を含んでおります。
3. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 前連結会計年度より、銀行業務部門の臨時従業員数に、当行が雇用しているパートタイマー(当第2四半期連結会計期間末437名、当第2四半期連結会計期間平均351名)を含んでおります。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,585 [462]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員549人を含んでおりません。
2. 従業員数は、取締役を兼務していない執行役員5名を含んでおります。
3. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 前事業年度より、臨時従業員数に、パートタイマー(当第2四半期会計期間末437名、当第2四半期会計期間平均351名)を含んでおります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行および連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の国内経済は、輸出の持ち直しおよび在庫調整の一巡から生産が底入れし回復に向かったほか、個人消費も経済対策の効果により低水準ながらも持ち直しの動きが見られるなど、昨年秋のリーマン・ショックに端を発する急激な経済環境の悪化には歯止めがかかりました。しかし、生産水準は依然として低いことから、企業の設備過剰感は根強く、設備投資は大幅な落ち込みが続きました。また、失業率が過去最低水準となったほか、物価の下落傾向が顕著となるなど、景気の下振れリスクも内包する状況となりました。

県内経済は、民間設備投資や住宅投資は低調に推移しましたが、生産活動で持ち直しの動きが広がったほか、経済対策により公共投資が底堅く推移し、個人消費も一部で政策効果が表れるなど、全体としては底入れに向かいました。

産業の動向では、主力の電子部品・デバイスや機械金属の生産は水準自体は低位にありますが、持ち直しの動きが続きました。また、商況は、環境対応車の購入助成制度で自動車販売が持ち直しに向かったほか、エコポイント制度の効果から家電の一部で動きがみられました。一方、雇用情勢は有効求人倍率が極めて低水準で推移するなど、厳しい状況となりました。

当第2四半期連結会計期間の金融環境につきましては、自動車や電気機械を中心として、生産の回復等による収益の改善にともない、昨年秋の金融危機を契機とした企業の資金調達における逼迫感が一服したことから、CP・社債の発行金利も大きく低下し、大企業における資金繰りは改善傾向にあります。その一方で、中小・零細企業の資金繰りの改善は依然限定的なものに止まっているため、地域金融機関には、安定的な収益性の確保および経営基盤の強化をはかるとともに、リスク管理態勢を整備のうえ、自らの責任と判断により適切、かつ、積極的にリスクテイクを行い、地域

における金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く求められております。

以上のような経営環境のもと、当行は中期経営計画「あきぎんEvolution<1st stage>」で掲げた、①「収益構造の改革」、②「お客様支持の向上」、③「組織風土の変革」の3つの重点方針に基づいた諸施策に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

当第2四半期連結会計期間の経常収益は、前第2四半期連結会計期間比21億2百万円減少の132億6千万円となりました。また、経常費用は不良債権処理費用が減少したことを主因として、前第2四半期連結会計期間比93億7千2百万円減少の112億2千7百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結会計期間比72億6千8百万円増加の20億3千2百万円、四半期純利益は前第2四半期連結会計期間比49億1千1百万円増加の13億7千4百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の事業の種類別セグメントの業績は、銀行業務は、経常収益が前第2四半期連結会計期間比21億6百万円減少の115億5千6百万円、経常利益は前第2四半期連結会計期間比66億9千8百万円増加の16億4千8百万円となりました。リース業務は、経常収益が前第2四半期連結会計期間比3千9百万円減少の14億1千4百万円、経常利益は前第2四半期連結会計期間比3億6千4百万円増加の1億5千3百万円となりました。クレジットカード業務等のその他の業務は、経常収益が前第2四半期連結会計期間比3千5百万円減少の7億2千7百万円、経常利益が前第2四半期連結会計期間比1億4千3百万円増加の1億6千万円となりました。

・資産、負債等の状況

総預金(譲渡性預金を含む。)

個人預金の増加を主因として、前連結会計年度末比852億円増加し、2兆1,745億円となりました。

貸出金

地公体向け貸出の増加を主因として、前連結会計年度末比207億円増加し、1兆3,904億円となりました。

有価証券

国債を中心に前連結会計年度末比583億円増加し、7,996億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支につきましては、国内業務部門で前第2四半期連結会計期間比634百万円(7.9%)増加し、国際業務部門で前第2四半期連結会計期間比41百万円(32.2%)減少し、合計では前第2四半期連結会計期間比593百万円(7.3%)増加しました。

役務取引等収支につきましては、国内業務部門で前第2四半期連結会計期間比159百万円(14.0%)減少し、国際業務部門で前第2四半期連結会計期間比1百万円(20.0%)減少し、合計では前第2四半期連結会計期間比160百万円(14.0%)減少しました。

その他業務収支につきましては、国内業務部門で前第2四半期連結会計期間比3,334百万円増加し、国際業務部門で前第2四半期連結会計期間比221百万円(736.6%)増加し、合計では前第2四半期連結会計期間比3,555百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	7,957	127	8,084
	当第2四半期連結会計期間	8,591	86	8,677
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	9,604	565	10,091
	当第2四半期連結会計期間	9,697	176	9,840
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	1,647	437	2,006
	当第2四半期連結会計期間	1,106	90	1,162
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	1,130	5	1,135
	当第2四半期連結会計期間	971	4	975
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,654	7	1,661
	当第2四半期連結会計期間	1,522	7	1,529
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	523	2	526
	当第2四半期連結会計期間	550	2	553
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	△2,961	30	△2,930
	当第2四半期連結会計期間	373	251	625
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	1,560	30	1,591
	当第2四半期連結会計期間	1,496	251	1,747
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	4,521	—	4,521
	当第2四半期連結会計期間	1,122	—	1,122

(注) 1. 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間6百万円、当第2四半期連結会計期間3百万円)を控除して表示しております。

3. 資金運用収益および資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門

役務取引等収益は、投資信託の販売低迷および変額年金保険の手数料率の低下等を要因に、前第2四半期連結会計期間比132百万円(7.9%)減少しました。一方、役務取引等費用が前第2四半期連結会計期間比27百万円(5.1%)増加したため、この結果、役務取引等収支は前第2四半期連結会計期間比159百万円(14.0%)減少し、971百万円となりました。

国際業務部門

役務取引等収益が前第2四半期連結会計期間比0百万円減少し、役務取引等費用が前第2四半期連結会計期間比0百万円増加したため、役務取引等収支は前第2四半期連結会計期間比1百万円(20.0%)減少し、4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,654	7	1,661
	当第2四半期連結会計期間	1,522	7	1,529
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	461	—	461
	当第2四半期連結会計期間	449	—	449
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	521	7	528
	当第2四半期連結会計期間	516	6	523
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	17	—	17
	当第2四半期連結会計期間	9	—	9
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	24	—	24
	当第2四半期連結会計期間	18	—	18
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	0	—	0
	当第2四半期連結会計期間	0	—	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	148	0	148
	当第2四半期連結会計期間	135	0	135
うちクレジット・カード業務	前第2四半期連結会計期間	185	—	185
	当第2四半期連結会計期間	176	—	176
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	523	2	526
	当第2四半期連結会計期間	550	2	553
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	91	2	93
	当第2四半期連結会計期間	83	2	86

(注) 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	2,009,938	3,222	2,013,160
	平成21年9月30日	2,030,462	10,199	2,040,661
うち流動性預金	平成20年9月30日	881,710	—	881,710
	平成21年9月30日	919,100	—	919,100
うち定期性預金	平成20年9月30日	1,098,551	—	1,098,551
	平成21年9月30日	1,085,856	—	1,085,856
うちその他	平成20年9月30日	29,677	3,222	32,899
	平成21年9月30日	25,505	10,199	35,704
譲渡性預金	平成20年9月30日	56,667	—	56,667
	平成21年9月30日	133,929	—	133,929
総合計	平成20年9月30日	2,066,605	3,222	2,069,828
	平成21年9月30日	2,164,392	10,199	2,174,591

(注) 1. 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,318,258	100.00
製造業	129,749	9.84
農業	2,858	0.22
林業	1,857	0.14
漁業	29	0.00
鉱業	15,672	1.19
建設業	80,275	6.09
電気・ガス・熱供給・水道業	12,201	0.93
情報通信業	18,481	1.40
運輸業	29,128	2.21
卸売・小売業	158,171	12.00
金融・保険業	56,789	4.31
不動産業	61,001	4.63
各種サービス業	165,442	12.55
地方公共団体	244,609	18.55
その他	341,987	25.94
国際業務部門 及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1,318,258	—

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,390,461	100.00
製造業	162,148	11.66
農業、林業	4,933	0.35
漁業	29	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	14,857	1.07
建設業	83,782	6.03
電気・ガス・熱供給・水道業	13,514	0.97
情報通信業	21,425	1.54
運輸業、郵便業	36,732	2.64
卸売業、小売業	149,036	10.72
金融業、保険業	57,876	4.16
不動産業、物品賃貸業	101,071	7.27
学術研究、専門・技術サービス業	2,270	0.16
宿泊業	17,768	1.28
飲食業	8,135	0.59
生活関連サービス業、娯楽業	13,428	0.97
教育、学習支援業	2,254	0.16
医療・福祉	50,319	3.62
その他のサービス	33,534	2.41
地方公共団体	278,345	20.02
その他	338,994	24.38
国際業務部門 及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1,390,461	—

(注) 1 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。

2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)にともない、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金が第1四半期連結会計期間末から増加したことに加え、預金等の資金調達勘定が減少したことから、182億7千3百万円のマイナスとなりました。(前第2四半期連結会計期間比9億8千万円の増加)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却および償還による収入が、有価証券の取得による支出を上回ったことを主因に、700億1千2百万円のプラスとなりました。(前第2四半期連結会計期間比470億9千万円の増加)

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出を主因に、1百万円のマイナスとなりました。(前第2四半期連結会計期間比1千4百万円の増加)

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、投資活動における収入超過額が営業活動および財務活動の支出超過額を上回ったことから、第1四半期連結会計期間末比517億3千6百万円増加し、924億9千1百万円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当行グループは、「地域共栄」の経営理念のもと、地域金融機関として求められる役割が一段と多様化、高度化するなかで、株主の皆様、お客様、そして地域の期待に的確にお答えし、地域の発展に貢献することを基本方針としております。

この基本方針の実現に向けて、当行は平成20年度から21年度までの2か年を計画期間とする中期経営計画「あきぎんEvolution<1st Stage>」に掲げた以下の重点方針に引き続き取り組み、経営体質をより強固なものいたします。

a 収益構造の改革

預貸金のボリューム拡大、投信・生保の販売増強、有価証券運用収益の拡大によるコア業務粗利益の拡大、次期システム移行後を睨んだコスト構造の改革、不良債権の圧縮を通して収益構造の改革を目指します。

b お客様支持の向上

提案型・問題解決型営業によるお取引先企業の支援、CS活動（お客様満足度向上運動）等を通じたお客様との強いきずなの醸成、地域発展に向けた貢献活動の実施とともに、ATMネットワーク網などのインフラ整備を進めることで、お客様から圧倒的に支持される銀行を目指します。

c 組織風土の変革

各種施策・運動を通して、一人ひとりが進取の気風にあふれ、高いコンプライアンス意識を持って行動する組織風土への変革を目指します。

地域金融機関の経営統合、他業態からの銀行業務への参入、規制緩和の進展などにともない、金融機関同士の競争はより一層激化することが予想されます。また、実体経済の急速な低迷により、地方経済はますます厳しさを増しております。

こうした環境下にあって、当行が地域に根ざす金融機関として将来に向けて発展し続けていくためには、中期経営計画に掲げた重点方針に取り組むことで、収益力を強化していくことはもちろんのこと、行員一人ひとりの意識と行動の変革を通して組織風土を変革させるとともに、お客様・地域・株主・投資家の皆さまからの支持をさらに高いレベルへと引き上げるべく、努力してまいり所存であります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	15,118	17,799	2,681
経費(除く臨時処理分)	13,490	13,434	△56
人件費	6,479	6,351	△128
物件費	6,182	6,300	118
税金	828	783	△45
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,628	4,364	2,736
除く国債等債券損益(5勘定戻)	4,934	5,257	323
① 一般貸倒引当金繰入額	1,236	332	△904
業務純益	392	4,032	3,640
うち国債等債券損益(5勘定戻)	△3,306	△892	2,414
臨時損益	△3,716	140	3,856
② 不良債権処理損失	4,913	652	△4,261
貸出金償却	8	5	△3
個別貸倒引当金繰入額	4,655	△216	△4,871
債権売却損	97	727	630
偶発損失引当金繰入額等	151	135	△16
(貸倒償却引当費用①+②)	6,149	984	△5,165
株式等関係損益	1,670	1,818	148
株式等売却益	2,030	2,017	△13
株式等売却損	6	76	70
株式等償却	354	122	△232
その他臨時損益	△473	△1,025	△552
経常利益(△は経常損失)	△3,324	4,172	7,496
特別損益	△358	△433	△75
うち固定資産処分損益	△200	△26	174
固定資産処分益	0	0	0
固定資産処分損	201	26	△175
うち減損損失	201	413	212
税引前中間純利益(△は税引前中間純損失)	△3,682	3,738	7,420
法人税、住民税及び事業税	631	374	△257
法人税等の更正、決定等による納税額 又は還付税額	—	△293	△293
法人税等調整額	△1,702	652	2,354
法人税等合計	△1,071	733	1,804
中間純利益(△は中間純損失)	△2,611	3,005	5,616

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
 2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用および退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 5. 国債等債券損益(5勘定戻)＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
 6. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.77	1.68	△0.09
(イ)貸出金利回	2.10	1.90	△0.20
(ロ)有価証券利回	1.39	1.44	0.05
(2) 資金調達原価 ②	1.58	1.42	△0.16
(イ)預金等利回	0.28	0.18	△0.10
(ロ)外部負債利回	0.54	0.10	△0.44
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.19	0.26	0.07

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROA(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)ベース	0.14	0.37	0.23
業務純益ベース	0.03	0.34	0.31
中間純利益ベース	△0.23	0.25	0.48

4. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)ベース	2.67	7.43	4.76
業務純益ベース	0.64	6.87	6.23
中間純利益ベース	△4.29	5.12	9.41

5. OHR(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務粗利益ベース	89.22	75.47	△13.75

6. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
総預金(譲渡性預金含む)(未残)	2,075,167	2,180,337	105,170
総預金(譲渡性預金含む)(平残)	2,068,377	2,167,293	98,916
貸出金(未残)	1,321,104	1,392,978	71,874
貸出金(平残)	1,271,183	1,365,581	94,398

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	1,428,172	1,472,824	44,652
法人	422,492	440,222	17,730
その他	164,035	129,559	△34,476
合計	2,014,700	2,042,607	27,907

(注) 譲渡性預金および特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	332,175	333,637	1,462
住宅ローン残高	312,617	314,513	1,896
その他ローン残高	19,557	19,123	△434

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	824,495	823,534	△961
総貸出金残高	②	百万円	1,321,104	1,392,978	71,874
中小企業等貸出金比率	①/②	%	62.40	59.12	△3.28
中小企業等貸出先件数	③	件	89,160	88,135	△1,025
総貸出先件数	④	件	89,464	88,452	△1,012
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.66	99.64	△0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

7. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	2	9	6	10
保証	1,377	11,199	1,353	10,908
計	1,379	11,208	1,359	10,918

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,100	14,100
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	6,271	6,271
	利益剰余金	89,043	91,317
	自己株式(△)	352	357
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	579	579
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	14
	連結子法人等の少数株主持分	3,844	4,338
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	112,327	115,105
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		2,655	2,519
一般貸倒引当金		6,318	5,802
負債性資本調達手段等		—	—
うち永久劣後債務(注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—	—
計	8,973	8,321	
うち自己資本への算入額 (B)	8,941	8,321	
控除項目	控除項目(注4) (C)	18	6
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	121,251	123,421

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	926,082	925,507
	オフ・バランス取引等項目	11,463	10,840
	信用リスク・アセットの額 (E)	937,545	936,348
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	68,263	68,841
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,461	5,507
	計 (E)+(F) (H)	1,005,808	1,005,190
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		12.05	12.27
(参考)Tier 1比率 = A/H × 100 (%)		11.16	11.45

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,100	14,100
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	6,268	6,268
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	14,100	14,100
	その他利益剰余金	73,544	76,079
	その他	—	—
	自己株式(△)	352	357
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	579	579
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	14
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	107,082	109,626
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		2,655	2,519
一般貸倒引当金		5,352	4,859
負債性資本調達手段等		—	—
うち永久劣後債務(注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—	—
計	8,007	7,378	
うち自己資本への算入額 (B)	8,007	7,378	
控除項目	控除項目(注4) (C)	18	6
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	115,072	116,999
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	915,371	915,255
	オフ・バランス取引等項目	11,463	10,840
	信用リスク・アセットの額 (E)	926,834	926,096
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	65,530	66,021
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,242	5,281
計(E)+(F) (H)	992,364	992,118	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		11.59	11.79
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)		10.79	11.04

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態および経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	265	215
危険債権	358	398
要管理債権	81	8
正常債権	12,659	13,454

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間末において計画中であつた重要な設備の新設、除却等のうち、当第2四半期連結会計期間中における重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	687,455,000
計	687,455,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	193,936,439	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株である。
計	193,936,439	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	422(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,200(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成51年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格334円 資本繰入額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の 端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を 要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4 組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

イ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

ウ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たりの金額を 1 円とする。

エ 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

オ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)」に準じて決定する。

カ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

キ 新株予約権の取得に関する事項

ア 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注3)の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月30日	—	193,936	—	14,100,848	—	6,268,614

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	8,492	4.37
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	8,046	4.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	7,813	4.02
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,174	3.18
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	4,921	2.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,712	1.91
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA(東京都品川区東品川二丁目3番14 号)	3,643	1.87
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,447	1.77
秋田銀行職員持株会	秋田県秋田市山王三丁目2番1号	3,417	1.76
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	3,334	1.71
計	—	53,001	27.32

(注) 次の法人から平成21年4月20日付で大量保有報告書に係る変更報告書の提出があり、平成21年4月15日現在で次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の異動は把握しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ブランデス・インベストメン ト・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州92191、 サンディエゴ、エル・カミノ・レアル 11988、500号室	7,967	4.11

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 659,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 191,242,000	191,242	同上
単元未満株式	普通株式 2,035,439	—	同上
発行済株式総数	193,936,439	—	—
総株主の議決権	—	191,242	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式58株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 秋田銀行	秋田市山王三丁目2番1号	659,000	—	659,000	0.33
計	—	659,000	—	659,000	0.33

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	384	347	368	367	380	379
最低(円)	314	324	328	337	341	340

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)および当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)および当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	49,604	93,549	85,793
コールローン及び買入手形	27,495	4,402	13,203
買入金銭債権	21,592	17,036	16,269
商品有価証券	100	31	21
金銭の信託	7,658	5,862	4,957
有価証券	※1, ※8, ※13 788,404	※1, ※8, ※13 799,672	※1, ※8, ※13 741,340
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,318,258	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,390,461	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,369,787
外国為替	※6 655	※6 440	※6 490
その他資産	※8 31,978	※8 24,600	※8 24,002
有形固定資産	※10, ※11 25,261	※10, ※11 23,586	※10, ※11, ※12 24,653
無形固定資産	660	1,048	1,014
繰延税金資産	11,072	4,448	13,217
支払承諾見返	※13 11,208	※13 10,918	※13 11,086
貸倒引当金	△33,201	△30,721	△32,325
投資損失引当金	△0	△82	△0
資産の部合計	2,260,749	2,345,255	2,273,512
負債の部			
預金	※8 2,013,160	※8 2,040,661	※8 2,012,363
譲渡性預金	56,667	133,929	76,984
債券貸借取引受入担保金	※8 21,922	—	—
借入金	※8 9,042	※8 4,951	※8 35,366
外国為替	101	18	17
その他負債	18,225	14,872	13,720
役員賞与引当金	—	10	—
退職給付引当金	5,775	5,826	5,841
役員退職慰労引当金	244	31	266
睡眠預金払戻損失引当金	355	300	345
偶発損失引当金	340	527	436
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,802	※10 2,647	※10 2,772
支払承諾	※13 11,208	※13 10,918	※13 11,086
負債の部合計	2,139,846	2,214,696	2,159,201
純資産の部			
資本金	14,100	14,100	14,100
資本剰余金	6,271	6,271	6,271
利益剰余金	89,043	91,317	89,058
自己株式	△352	△357	△354
株主資本合計	109,063	111,332	109,076
その他有価証券評価差額金	5,147	12,582	△992
繰延ヘッジ損益	△250	△658	△767
土地再評価差額金	※10 3,098	※10 2,950	※10 3,053
評価・換算差額等合計	7,995	14,874	1,293
新株予約権	—	14	—
少数株主持分	3,844	4,338	3,941
純資産の部合計	120,902	130,559	114,310
負債及び純資産の部合計	2,260,749	2,345,255	2,273,512

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	29,248	28,030	58,005
資金運用収益	20,334	19,414	39,694
(うち貸出金利息)	13,579	13,226	27,300
(うち有価証券利息配当金)	5,714	6,011	11,032
役務取引等収益	3,481	3,204	6,608
その他業務収益	3,280	3,156	7,147
その他経常収益	2,152	2,254	4,555
経常費用	32,687	23,329	59,164
資金調達費用	3,860	2,321	6,765
(うち預金利息)	2,835	1,864	5,265
役務取引等費用	1,035	1,107	2,125
その他業務費用	6,261	3,426	12,097
営業経費	14,131	14,345	27,961
その他経常費用	※1 7,398	※1 2,128	※1 10,214
経常利益又は経常損失(△)	△3,438	4,700	△1,158
特別利益	45	15	50
固定資産処分益	0	0	2
償却債権取立益	44	6	47
その他の特別利益	—	9	—
特別損失	403	440	506
固定資産処分損	201	27	304
減損損失	※2 201	※2 413	※2 201
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△3,796	4,276	△1,615
法人税、住民税及び事業税	722	714	989
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	—	△293	—
法人税等調整額	△1,791	719	△531
法人税等合計	△1,069	1,139	457
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△66	281	30
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,660	2,855	△2,102

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	14,100	14,100	14,100
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	14,100	14,100	14,100
資本剰余金			
前期末残高	6,271	6,271	6,271
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	6,271	6,271	6,271
利益剰余金			
前期末残高	92,299	89,058	92,299
当中間期変動額			
剰余金の配当	△580	△579	△1,160
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,660	2,855	△2,102
自己株式の処分	△4	△0	△12
土地再評価差額金の取崩	△10	102	33
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	△118	—
当中間期変動額合計	△3,256	2,258	△3,240
当中間期末残高	89,043	91,317	89,058
自己株式			
前期末残高	△336	△354	△336
当中間期変動額			
自己株式の取得	△37	△5	△61
自己株式の処分	20	2	42
当中間期変動額合計	△16	△2	△18
当中間期末残高	△352	△357	△354
株主資本合計			
前期末残高	112,335	109,076	112,335
当中間期変動額			
剰余金の配当	△580	△579	△1,160
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,660	2,855	△2,102
自己株式の取得	△37	△5	△61
自己株式の処分	16	1	30
土地再評価差額金の取崩	△10	102	33
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	△118	—
当中間期変動額合計	△3,272	2,256	△3,259
当中間期末残高	109,063	111,332	109,076

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	13,584	△992	13,584
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△8,436	13,574	△14,577
当中間期変動額合計	△8,436	13,574	△14,577
当中間期末残高	5,147	12,582	△992
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△587	△767	△587
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	336	108	△179
当中間期変動額合計	336	108	△179
当中間期末残高	△250	△658	△767
土地再評価差額金			
前期末残高	3,087	3,053	3,087
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10	△102	△33
当中間期変動額合計	10	△102	△33
当中間期末残高	3,098	2,950	3,053
評価・換算差額等合計			
前期末残高	16,084	1,293	16,084
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△8,089	13,580	△14,791
当中間期変動額合計	△8,089	13,580	△14,791
当中間期末残高	7,995	14,874	1,293
新株予約権			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	14	—
当中間期変動額合計	—	14	—
当中間期末残高	—	14	—
少数株主持分			
前期末残高	3,919	3,941	3,919
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△75	397	22
当中間期変動額合計	△75	397	22
当中間期末残高	3,844	4,338	3,941

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
純資産合計			
前期末残高	132,339	114,310	132,339
当中間期変動額			
剰余金の配当	△580	△579	△1,160
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,660	2,855	△2,102
自己株式の取得	△37	△5	△61
自己株式の処分	16	1	30
土地再評価差額金の取崩	△10	102	33
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	△118	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△8,164	13,992	△14,769
当中間期変動額合計	△11,436	16,248	△18,028
当中間期末残高	120,902	130,559	114,310

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△3,796	4,276	△1,615
減価償却費	896	1,104	2,258
減損損失	201	413	201
貸倒引当金の増減 (△)	5,811	△1,604	4,936
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	0	81	0
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△18	10	△18
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	37	△15	103
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△6	△235	15
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	112	△45	102
偶発損失引当金の増減 (△)	151	91	247
資金運用収益	△20,334	△19,414	△39,694
資金調達費用	3,860	2,321	6,765
有価証券関係損益 (△)	1,636	△978	2,503
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	135	94	△12
為替差損益 (△は益)	△41	△305	△71
固定資産処分損益 (△は益)	200	27	302
貸出金の純増 (△) 減	△12,555	△23,248	△66,328
預金の純増減 (△)	15,997	28,297	15,200
譲渡性預金の純増減 (△)	15,746	56,945	36,063
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,536	△30,414	27,860
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△1,325	△122	77
コールローン等の純増 (△) 減	36,211	8,044	55,782
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	14,424	—	△7,498
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△432	50	△268
外国為替 (負債) の純増減 (△)	57	319	△5
資金運用による収入	20,269	19,508	39,531
資金調達による支出	△3,435	△2,397	△6,231
商品有価証券の純増 (△) 減	△74	△8	4
その他	△1,538	2,790	3,912
小計	73,730	45,588	74,128
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,618	152	△2,458
営業活動によるキャッシュ・フロー	72,112	45,740	71,669
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△512,683	△768,880	△995,794
有価証券の売却による収入	16,497	49,750	144,989
有価証券の償還による収入	434,704	683,137	826,304
金銭の信託の増加による支出	△4,000	△1,000	△1,163
有形固定資産の取得による支出	△2,441	△462	△3,631
有形固定資産の売却による収入	503	68	901
無形固定資産の取得による支出	△7	△117	△417
投資活動によるキャッシュ・フロー	△67,427	△37,502	△28,812
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△580	△579	△1,160
少数株主への配当金の支払額	△8	△8	△8
自己株式の取得による支出	△37	△5	△61
自己株式の売却による収入	16	1	30
財務活動によるキャッシュ・フロー	△609	△591	△1,199
現金及び現金同等物に係る換算差額	△27	△13	△18
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,047	7,632	41,639
現金及び現金同等物の期首残高	43,219	84,858	43,219
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 47,266	※1 92,491	※1 84,858

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社秋銀ビジネスサービス 秋銀不動産調査サービス株式会社 株式会社秋田グランドリース 株式会社秋田保証サービス 株式会社秋田ジェーシービーカード 株式会社あきぎんオフィスサービス 株式会社秋田国際カード</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社秋銀ビジネスサービス 秋銀不動産調査サービス株式会社 株式会社秋田グランドリース 株式会社秋田保証サービス 株式会社秋田ジェーシービーカード 株式会社あきぎんオフィスサービス 株式会社秋田国際カード</p> <p>なお、株式会社あきぎんオフィスサービスは、平成21年9月30日をもって解散し、現在清算中であります。</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社秋銀ビジネスサービス 秋銀不動産調査サービス株式会社 株式会社秋田グランドリース 株式会社秋田保証サービス 株式会社秋田ジェーシービーカード 株式会社あきぎんオフィスサービス 株式会社秋田国際カード</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 同 左	持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	同 左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式(および出資金)については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式(および出資金)については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(ロ)同 左	(ロ)同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 その他 : 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行および連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ③ リース資産 同 左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 その他 : 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ③ リース資産 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上 基準 投資損失引当金は、投資 に対する損失に備える ため、有価証券の発行会 社の財政状態等を勘案し て必要と認められる額を 計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上 基準 同 左	(6) 投資損失引当金の計上 基準 同 左
	(7) 役員賞与引当金の計上 基準 役員賞与引当金は、役 員への賞与の支払いに備 えるため、役員に対する 賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間 に帰属する額を計上する こととしております。た だし、当中間連結会計期 間は役員への支給額を合 理的に見積ることが困難 であるため引当金計上し ておりません。	(7) 役員賞与引当金の計上 基準 役員賞与引当金は、役 員への賞与の支払いに備 えるため、役員に対する 賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間 に帰属する額を計上して おります。	(7) 役員賞与引当金の計上 基準 役員賞与引当金は、役 員への賞与の支払いに備 えるため、役員に対する 賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰 属する額を計上してあり ます。
	(8) 退職給付引当金の計上 基準 退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備える ため、当連結会計年度末 における退職給付債務お よび年金資産の見込額に 基づき、当中間連結会計 期間末において発生して いると認められる額を計 上しております。また、 数理計算上の差異の費用 処理方法は、各連結会計 年度の発生時の従業員の 平均残存勤務期間内の一 定の年数(10年)による定 額法により按分した額 を、それぞれ発生の翌連 結会計年度から費用処理 しております。	(8) 退職給付引当金の計上 基準 同 左	(8) 退職給付引当金の計上 基準 退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備える ため、当連結会計年度末 における退職給付債務お よび年金資産の見込額に 基づき、必要額を計上し ております。また、数理 計算上の差異の費用処理 方法は、各連結会計年度 の発生時の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の 年数(10年)による定額法 により按分した額を、そ れぞれ発生の翌連結会計 年度から費用処理してあり ます。
	(9) 役員退職慰労引当金の 計上基準 役員退職慰労引当金 は、役員への退職慰労金 の支払いに備えるため、 役員に対する退職慰労金 の支給見積額のうち、当 中間連結会計期間末まで に発生していると認めら れる額を計上してありま す。	(9) 役員退職慰労引当金の 計上基準 連結子会社の役員退職 慰労引当金は、役員への 退職慰労金の支払いに備 えるため、役員に対する 退職慰労金の支給見積額 のうち、当中間連結会計 期間末までに発生してい ると認められる額を計上 しております。	(9) 役員退職慰労引当金の 計上基準 役員退職慰労引当金 は、役員への退職慰労金 の支払いに備えるため、 役員に対する退職慰労金 の支給見積額のうち、当 連結会計年度末までに発 生していると認められる 額を計上してあります。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。	(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左	(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左
	(11)偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。	(11)偶発損失引当金の計上基準 同 左	(11)偶発損失引当金の計上基準 同 左
	(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(12)外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12)外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(13)リース取引の処理方法(借手側) 当行および連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)第81項に基づき、同会計基準適用初	(13)リース取引の処理方法(借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)第81項に基づき、同会計基準適用初	(13)リース取引の処理方法(借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)第81項に基づき、同会計基準適用初

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価格(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>なお、同適用指針第80項を適用した場合の税金等調整前中間純損失と同適用指針第81項を適用した場合の税金等調整前中間純損失との差額は軽微であります。</p>	<p>年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価格(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p>	<p>年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価格(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>なお、同適用指針第80項を適用した場合の税金等調整前当期純損失と同適用指針第81項を適用した場合の税金等調整前当期純損失との差額は軽微であります。</p>
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p>
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。		
	(15)消費税等の会計処理 当行および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同 左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこととともない、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側) これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は817百万円、「無形固定資産」中のリース資産は51百万円、「その他負債」中のリース債務は553百万円増加しております。</p> <p>なお、損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側) これにより、従来の方法によった場合に比べ、「有形固定資産」および「無形固定資産」が減少し、「その他資産」中のリース債権およびリース投資資産が7,765百万円増加しております。</p> <p>なお、これによる経常損失および税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこととともない、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側) これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は534百万円、「無形固定資産」中のリース資産は38百万円、「その他負債」中のリース債務は525百万円増加しております。</p> <p>なお、これによる経常損失および税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側) これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のその他の有形固定資産は7,003百万円、「無形固定資産」中のその他の無形固定資産は1,014百万円減少し、「その他資産」中のリース債権およびリース投資資産が8,018百万円増加しております。</p> <p>なお、これによる経常損失および税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ストック・オプション制度の導入)</p> <p>当行は、平成21年5月14日開催の取締役会において、当行の常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入を平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会に付議することを決議し同総会において承認されました。これにともない、当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>金融資産のうち、変動利付国債については、当連結会計年度において実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく乖離しているため、市場価格を時価とみなせないと判断し、当連結会計年度においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。</p> <p>これにより、市場価格を時価として算定した場合に比べ、「有価証券」中の国債は5,741百万円、その他有価証券評価差額金は5,741百万円それぞれ増加しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワプション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化したうえで、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値であり、国債の利回りおよびスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(役員退職慰労金制度の廃止)</p> <p>当行は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会終結時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、再任される取締役および同総会後も引続き在任する監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを決議し同総会において承認されました。これにともない、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、同引当金に計上しておりました同総会終結時までの未払額181百万円および取締役を兼務しない執行役員に対する退職慰労金相当額12百万円を「その他負債」に計上しております。</p> <p>なお、連結子会社においては、従来どおり、退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」に計上しております。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金245百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,959百万円、延滞債権額は55,328百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,125百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金218百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,053百万円、延滞債権額は55,200百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は858百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金245百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,355百万円、延滞債権額は53,283百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,068百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は72,412百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,313百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>28,203百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>1,571百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>52百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>12,603百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>21,922百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,520百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,846百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は299百万円であります。</p>	有価証券	28,203百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	1,571百万円	その他資産	52百万円	預金	12,603百万円	債券貸借取引受入担保金	21,922百万円	借入金	4,520百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は64,112百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,100百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,039百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>2,625百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>50百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>10,344百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,560百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券84,095百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は289百万円であります。</p>	有価証券	3,039百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	2,625百万円	その他資産	50百万円	預金	10,344百万円	借入金	1,560百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は64,707百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,327百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>34,807百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>1,897百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>50百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>13,162百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>31,135百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券83,124百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は300百万円であります。</p>	有価証券	34,807百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	1,897百万円	その他資産	50百万円	預金	13,162百万円	借入金	31,135百万円
有価証券	28,203百万円																																	
未経過リース期間にかかわるリース債権	1,571百万円																																	
その他資産	52百万円																																	
預金	12,603百万円																																	
債券貸借取引受入担保金	21,922百万円																																	
借入金	4,520百万円																																	
有価証券	3,039百万円																																	
未経過リース期間にかかわるリース債権	2,625百万円																																	
その他資産	50百万円																																	
預金	10,344百万円																																	
借入金	1,560百万円																																	
有価証券	34,807百万円																																	
未経過リース期間にかかわるリース債権	1,897百万円																																	
その他資産	50百万円																																	
預金	13,162百万円																																	
借入金	31,135百万円																																	

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、447,395百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが447,395百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の</p>	<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、429,265百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが429,265百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の</p>	<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,557百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが455,557百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 32,016百万円</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,720百万円であります。</p>	<p>課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 36,679百万円</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,370百万円であります。</p>	<p>課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,088百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 36,527百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,371百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額40百万円)</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,520百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)				当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)				前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)			
<p>※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却101百万円、貸倒引当金繰入額6,320百万円、株式等償却354百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失97百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却80百万円、貸倒引当金繰入額252百万円、株式等償却122百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失727百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却358百万円、貸倒引当金繰入額7,570百万円、株式等償却959百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失298百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地建物等 3か所	63百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 6か所	190百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 3か所	63百万円
	遊休資産	土地建物等 10か所	26百万円		遊休資産	土地建物等 11か所	18百万円		遊休資産	土地建物等 10か所	26百万円
秋田県外	営業店舗等	土地建物等 2か所	110百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 2か所	203百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 2か所	110百万円
	遊休資産	土地建物等 1か所	0百万円		合計		413百万円 (うち建物 0百万円) (うち土地 412百万円)		遊休資産	土地建物等 1か所	0百万円
合計			201百万円 (うち建物 7百万円) (うち土地 193百万円)	合計			201百万円 (うち建物 7百万円) (うち土地 193百万円)	合計			201百万円 (うち建物 7百万円) (うち土地 193百万円)
<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成19年4月2日一部改正)に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成19年4月2日一部改正)に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成19年4月2日一部改正)に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,936	—	—	193,936	
合 計	193,936	—	—	193,936	
自己株式					
普通株式	576	83	36	623	(注)
合 計	576	83	36	623	

(注) 普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 83千株

普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 36千株

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	580百万円	3.00円	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	579百万円	利益剰余金	3.00円	平成20年9月30日	平成20年12月10日

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,936	—	—	193,936	
合計	193,936	—	—	193,936	
自己株式					
普通株式	649	14	4	659	(注)
合計	649	14	4	659	

(注) 普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 14千株

普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 4千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要
			前連結会 計年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連 結会計期 間末 減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—			14	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	579百万円	3.00円	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	579百万円	利益剰余金	3.00円	平成21年9月30日	平成21年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,936	—	—	193,936	
合 計	193,936	—	—	193,936	
自己株式					
普通株式	576	148	75	649	(注)
合 計	576	148	75	649	

(注) 普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 148千株

普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 75千株

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	580	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	579	3.00	平成20年9月30日	平成20年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	579	利益剰余金	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 49,604 百万円 無利息預け金 △497 百万円 普通預け金 △755 百万円 定期預け金 △50 百万円 その他の預け金 △1,035 百万円 現金及び現金同等物 47,266 百万円	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 93,549 百万円 無利息預け金 △598 百万円 普通預け金 △459 百万円 現金及び現金同等物 92,491 百万円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 85,793 百万円 無利息預け金 △406 百万円 普通預け金 △528 百万円 現金及び現金同等物 84,858 百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、電算機付属機器や自動車等であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同 左</p> <p>(イ)無形固定資産 同 左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同 左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同 左</p> <p>(イ)無形固定資産 同 左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額取得価額相当額</p> <p>無形固定資産 696百万円 減価償却累計額相当額 無形固定資産 216百万円 中間連結会計期間末残高相当額 無形固定資産 480百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 288百万円 1年超 192百万円 合計 480百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料および減価償却費相当額</p> <p>支払リース料 144百万円 減価償却費相当額 144百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額取得価額相当額</p> <p>無形固定資産 696百万円 減価償却累計額相当額 無形固定資産 504百万円 中間連結会計期間末残高相当額 無形固定資産 192百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 192百万円 1年超 ー百万円 合計 192百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料および減価償却費相当額</p> <p>支払リース料 144百万円 減価償却費相当額 144百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および年度末残高相当額取得価額相当額</p> <p>無形固定資産 696百万円 減価償却累計額相当額 無形固定資産 360百万円 年度末残高相当額 無形固定資産 336百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産等の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 288百万円 1年超 48百万円 合計 336百万円</p> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産等の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料および減価償却費相当額</p> <p>支払リース料 288百万円 減価償却費相当額 288百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金および「買入金
 銭債権」中のその他の買入金銭債権の一部を含めて記載しております。
 ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」は、該当ありません。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	499	500	0
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	499	500	0

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	32,571	51,057	18,485
債券	670,840	665,855	△4,984
国債	220,399	216,165	△4,234
地方債	203,410	203,324	△86
短期社債	7,993	7,995	1
社債	239,035	238,371	△664
その他	77,547	72,286	△5,260
合計	780,958	789,199	8,241

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,453百万円(うち株式299百万円、投資信託3,153百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。減損処理は、当中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄についてはすべて実施し、時価の下落が30%以上50%未満の銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより、個々に時価の回復可能性を判断し実施しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	2,453
私募社債	2,925
外国株式	74
ゴルフ株	5

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	499	503	3
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	499	503	3

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	38,066	47,328	9,262
債券	664,981	678,275	13,293
国債	242,276	248,947	6,671
地方債	182,455	185,848	3,393
短期社債	—	—	—
社債	240,250	243,478	3,228
その他	73,394	71,272	△2,121
合計	776,442	796,877	20,434

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、6百万円(うち株式6百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。減損処理は、当中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄についてはすべて実施し、時価の下落が30%以上50%未満の銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより、個々に時価の回復可能性を判断し実施しております。

(追加情報)

金融資産のうち、変動利付国債については、当中間連結会計期間において実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく乖離しているため、市場価格を時価とみなせないと判断し、当中間連結会計期間においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

これにより、市場価格を時価として算定した場合に比べ、「有価証券」中の国債は5,304百万円、「その他有価証券評価差額金」は3,161百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は2,143百万円減少しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワプション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化したうえで、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値であり、国債の利回りおよびスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	2,527
私募社債	5,575
外国株式	66
ゴルフ株	5

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	21	△0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	499	503	3	3	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	499	503	3	3	—

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	41,278	46,387	5,109	8,880	3,771
債券	620,676	623,044	2,368	6,605	4,237
国債	193,581	197,143	3,561	3,813	252
地方債	188,572	188,879	307	960	653
短期社債	2,998	2,999	0	0	0
社債	235,523	234,022	△1,500	1,830	3,331
その他	77,724	69,254	△8,470	340	8,810
合計	739,678	738,686	△992	15,827	16,819

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、4,370百万円(うち株式901百万円、投資信託3,468百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。減損処理は、当連結会計年度末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄についてはすべて実施し、時価の下落が30%以上

50%未満の銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより、個々に時価の回復可能性を判断し実施しております。

(追加情報)

金融資産のうち、変動利付国債については、当連結会計年度において実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく乖離しているため、市場価格を時価とみなせないと判断し、当連結会計年度においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

これにより、市場価格を時価として算定した場合に比べ、「有価証券」中の国債は5,741百万円、その他有価証券評価差額金は5,741百万円それぞれ増加しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワプション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化したうえで、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値であり、国債の利回りおよびスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	140,151	5,502	706

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	2,641
私募社債	5,725
外国株式	72
ゴルフ株	5

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	58,402	277,476	238,436	54,953
国債	7,898	59,278	85,207	45,258
地方債	15,161	78,144	85,879	9,694
短期社債	2,999	—	—	—
社債	32,343	140,053	67,350	—
その他	6,168	26,291	11,940	6,754
合計	64,570	303,768	250,377	61,708

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,957	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,241
その他有価証券	8,241
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,093
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,147
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,147

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	20,434
その他有価証券	20,434
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	7,852
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	12,582
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	12,582

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△992
その他有価証券	△992
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△992
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△992

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	27,000	141	141
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	141	141

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	169	0	0
	通貨オプション	33	12	12
	その他	—	—	—
	合計	—	12	12

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	19,000	△267	△267
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△267	△267

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	136	0	0
	通貨オプション	622	228	228
	その他	—	—	—
	合計	—	228	228

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行うデリバティブ取引は、金利スワップ、為替予約、通貨オプション等であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、基本的にはオンバランス資産負債の範囲内で、その金利リスクや為替リスクをヘッジするために行っております。

(3) 取引の利用目的

金利スワップ取引につきましては、オンバランス取引の金利リスクのヘッジを目的としております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより行っております。

為替予約取引および通貨オプション取引につきましては、外貨建オンバランス取引の為替リスクをヘッジすることを目的としております。

(4) 取引にかかるリスクの内容

金利スワップおよび為替予約取引におけるリスクは、これらの取引の相手先の契約不履行に係るリスク、いわゆる信用リスクであります。

なお、金利スワップ取引自体は金利リスク、為替予約取引および通貨オプション取引自体は為替リスクを伴いますが、オンバランス取引のヘッジを目的としておりますので、これらのリスクはオンバランス取引のリスクと相殺されております。

また、当行が行っている取引のリスク量は以下のとおりであります。

信用リスク相当額(平成21年3月31日現在)

金利スワップ(百万円)	839
為替予約(百万円)	1
通貨オプション(百万円)	3
合計(百万円)	844

(注) BIS(国際決済銀行)で定める国際統一基準による信用リスク相当額(カレント・エクスポージャー方式)

(5) 取引にかかるリスク管理体制

金利スワップ取引につきましては、ヘッジ取引の必要性等、常務会において十分に検討し、運用しております。

為替予約取引および通貨オプション取引につきましては、個別取引における管理のほか、オンバランス・オフバランスを合わせた当行全体の総合持高を把握し、管理しております。

また以上の取引のリスクの状況等につきましては、各担当部署内での管理のほか、常務会においても常に状況の把握等を行う体制としております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	27,000	27,000	△171	△171
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△171	△171

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	108	—	0	0
	買建	139	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	9	—	△8	△8
	買建	7	—	3	3
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△5	△5

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(7) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等

金利スワップ取引の契約残存期間別想定元本および平均金利(平成21年3月31日現在)

残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本(百万円)	—	—	—
平均受取固定金利(%)	—	—	—
平均支払変動金利(%)	—	—	—
支払側固定スワップ想定元本(百万円)	13,000	13,000	53,000
平均支払固定金利(%)	0.82	1.31	1.61
平均受取変動金利(%)	0.99	0.90	1.01
合計(百万円)	13,000	13,000	53,000

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 14百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行常勤取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 42,200株
付与日	平成21年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成21年8月1日から平成51年7月31日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 334円

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	25,721	2,740	786	29,248	—	29,248
(2)セグメント間の内部経常収益	73	243	735	1,053	(1,053)	—
計	25,795	2,984	1,522	30,302	(1,053)	29,248
経常費用	29,120	3,176	1,444	33,740	(1,052)	32,687
経常利益(△は経常損失)	△3,324	△191	78	△3,437	(0)	△3,438

(注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。
2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	24,635	2,638	756	28,030	—	28,030
(2)セグメント間の内部経常収益	139	229	692	1,061	(1,061)	—
計	24,775	2,867	1,448	29,091	(1,061)	28,030
経常費用	20,602	2,513	1,331	24,447	(1,118)	23,329
経常利益	4,172	353	117	4,643	57	4,700

(注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。
2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	51,183	5,306	1,515	58,005	—	58,005
(2)セグメント間の内部経常収益	139	521	1,429	2,090	(2,090)	—
計	51,322	5,828	2,945	60,096	(2,090)	58,005
経常費用	52,550	5,840	2,859	61,250	(2,085)	59,164
経常利益(△は経常損失)	△1,227	△12	85	△1,153	(4)	△1,158

(注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。
2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。
3. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の「リース取引に関する会計基準」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこととともない、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。

(借手側)

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は534百万円、「無形固定資産」中のリース資産は38百万円、「その他負債」中のリース債務は525百万円増加しております。

なお、これによる経常損失および税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(貸手側)

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のその他の有形固定資産は7,003百万円、「無形固定資産」中のその他の無形固定資産は1,014百万円減少し、「その他資産」中のリース債権及びリース投資資産は8,018百万円増加しております。

なお、これによる経常損失および税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	605.53	652.97	571.01
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間 (当期)純損失金額)	円	△13.76	14.77	△10.87
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	14.77	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間および前連結会計年度とも潜在株式がないので記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	120,902	130,559	114,310
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	3,844	4,352	3,941
(うち新株予約権)	百万円	—	14	—
(うち少数株主持分)	百万円	3,844	4,338	3,941
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	117,058	126,206	110,369
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	193,312	193,277	193,287

3. 1株当たり中間純利益金額(△は1株当たり中間(当期)純損失金額)および潜在株式調整後1株あたり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間 純利益金額 (△は1株当たり中間 (当期)純損失金額)				
中間純利益 (△は中間(当期)純損失)	百万円	△2,660	2,855	△2,102
普通株主に帰属 しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 純利益 (△は普通株式に係る中間 (当期)純損失)	百万円	△2,660	2,855	△2,102
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	193,339	193,283	193,321

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	—	14	—
(うち新株予約権)	千株	—	14	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 金額の算定に含めなかつ た潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	15,362	13,260
資金運用収益	10,091	9,840
(うち貸出金利息)	6,851	6,562
(うち有価証券利息配当金)	2,697	3,169
役務取引等収益	1,661	1,529
その他業務収益	1,591	1,747
その他経常収益	2,017	143
経常費用	20,599	11,227
資金調達費用	2,012	1,165
(うち預金利息)	1,450	911
役務取引等費用	526	553
その他業務費用	4,522	1,122
営業経費	7,241	7,327
その他経常費用	※1 6,295	※1 1,058
経常利益又は経常損失(△)	△5,236	2,032
特別利益	43	384
特別損失	383	438
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期純損失(△)	△5,577	1,978
法人税等	△1,964	416
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△75	188
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△3,537	1,374

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却46百万円、貸倒引当金繰入額5,563百万円、株式等償却156百万円を含んでおります。	※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却45百万円、株式等償却23百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失727百万円を含んでおります。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	49,450	93,444	85,639
コールローン	27,495	4,402	13,203
買入金銭債権	21,592	17,036	16,269
商品有価証券	100	31	21
金銭の信託	7,658	5,862	4,957
有価証券	※1, ※8, ※13 788,723	※1, ※8, ※13 799,988	※1, ※8, ※13 741,659
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,321,104	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,392,978	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9, ※14 1,372,308
外国為替	※6 655	※6 440	※6 490
その他資産	※8 16,575	※8 9,522	※8 8,923
有形固定資産	※10, ※11 24,067	※10, ※11 22,745	※10, ※11, ※12 23,678
無形固定資産	552	922	882
繰延税金資産	10,315	3,823	12,526
支払承諾見返	※13 11,208	※13 10,918	※13 11,086
貸倒引当金	△29,683	△27,167	△28,892
投資損失引当金	△0	△82	△0
資産の部合計	2,249,817	2,334,868	2,262,754
負債の部			
預金	※8 2,014,700	※8 2,042,607	※8 2,014,253
譲渡性預金	60,467	137,729	80,684
債券貸借取引受入担保金	※8 21,922	—	—
借入金	※8 3,500	—	※8 30,000
外国為替	101	18	17
その他負債	12,826	9,258	8,183
未払法人税等	587	337	75
リース債務	133	136	150
その他の負債	12,105	8,784	7,957
役員賞与引当金	—	10	—
退職給付引当金	5,717	5,768	5,780
役員退職慰労引当金	216	—	233
睡眠預金払戻損失引当金	355	300	345
偶発損失引当金	340	527	436
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,802	※10 2,647	※10 2,772
支払承諾	※13 11,208	※13 10,918	※13 11,086
負債の部合計	2,134,159	2,209,787	2,153,793

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	14,100	14,100	14,100
資本剰余金	6,268	6,268	6,268
資本準備金	6,268	6,268	6,268
利益剰余金	87,645	90,180	87,653
利益準備金	14,100	14,100	14,100
その他利益剰余金	73,544	76,079	73,552
固定資産圧縮積立金	217	236	239
別途積立金	74,311	71,311	74,311
繰越利益剰余金	△984	4,531	△998
自己株式	△352	△357	△354
株主資本合計	107,662	110,192	107,667
その他有価証券評価差額金	5,147	12,582	△992
繰延ヘッジ損益	△250	△658	△767
土地再評価差額金	※10 3,098	※10 2,950	※10 3,053
評価・換算差額等合計	7,995	14,874	1,293
新株予約権	—	14	—
純資産の部合計	115,657	125,080	108,960
負債及び純資産の部合計	2,249,817	2,334,868	2,262,754

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	25,795	24,775	51,322
資金運用収益	20,163	19,334	39,358
(うち貸出金利息)	13,416	13,065	26,979
(うち有価証券利息配当金)	5,712	6,098	11,027
役務取引等収益	2,937	2,721	5,562
その他業務収益	536	514	1,831
その他経常収益	2,157	2,205	4,570
経常費用	29,120	20,602	52,550
資金調達費用	3,826	2,288	6,696
(うち預金利息)	2,843	1,865	5,280
役務取引等費用	1,146	1,222	2,347
その他業務費用	3,558	1,265	7,077
営業経費	※1 13,729	※1 13,936	27,203
その他経常費用	※2 6,859	※2 1,889	※2 9,224
経常利益又は経常損失 (△)	△3,324	4,172	△1,227
特別利益	44	5	49
特別損失	※3, ※4 403	※3, ※4 439	※3, ※4 506
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△3,682	3,738	△1,684
法人税、住民税及び事業税	631	374	877
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	—	△293	—
法人税等調整額	△1,702	652	△500
法人税等合計	△1,071	733	377
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,611	3,005	△2,061

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	14,100	14,100	14,100
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	14,100	14,100	14,100
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	6,268	6,268	6,268
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	6,268	6,268	6,268
資本剰余金合計			
前期末残高	6,268	6,268	6,268
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	6,268	6,268	6,268
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	14,100	14,100	14,100
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	14,100	14,100	14,100
その他利益剰余金			
退職慰労積立金			
前期末残高	345	—	345
当中間期変動額			
別途積立金の積立	△345	—	△345
当中間期変動額合計	△345	—	△345
当中間期末残高	—	—	—
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	219	239	219
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	△2	△6
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	26
当中間期変動額合計	△2	△2	19
当中間期末残高	217	236	239
別途積立金			
前期末残高	72,811	74,311	72,811
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	—	△3,000	—
別途積立金の積立	1,500	—	1,500
当中間期変動額合計	1,500	△3,000	1,500
当中間期末残高	74,311	71,311	74,311

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	3,376	△998	3,376
当中間期変動額			
剰余金の配当	△580	△579	△1,160
固定資産圧縮積立金の取崩	2	2	6
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	△26
別途積立金の取崩	—	3,000	—
別途積立金の積立	△1,155	—	△1,155
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,611	3,005	△2,061
自己株式の処分	△4	△0	△12
土地再評価差額金の取崩	△10	102	33
当中間期変動額合計	△4,360	5,529	△4,374
当中間期末残高	△984	4,531	△998
利益剰余金合計			
前期末残高	90,853	87,653	90,853
当中間期変動額			
剰余金の配当	△580	△579	△1,160
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,611	3,005	△2,061
自己株式の処分	△4	△0	△12
土地再評価差額金の取崩	△10	102	33
当中間期変動額合計	△3,207	2,527	△3,200
当中間期末残高	87,645	90,180	87,653
自己株式			
前期末残高	△336	△354	△336
当中間期変動額			
自己株式の取得	△37	△5	△61
自己株式の処分	20	2	42
当中間期変動額合計	△16	△2	△18
当中間期末残高	△352	△357	△354
株主資本合計			
前期末残高	110,886	107,667	110,886
当中間期変動額			
剰余金の配当	△580	△579	△1,160
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,611	3,005	△2,061
自己株式の取得	△37	△5	△61
自己株式の処分	16	1	30
土地再評価差額金の取崩	△10	102	33
当中間期変動額合計	△3,223	2,524	△3,218
当中間期末残高	107,662	110,192	107,667

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	13,584	△992	13,584
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△8,436	13,574	△14,577
当中間期変動額合計	△8,436	13,574	△14,577
当中間期末残高	5,147	12,582	△992
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△587	△767	△587
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	336	108	△179
当中間期変動額合計	336	108	△179
当中間期末残高	△250	△658	△767
土地再評価差額金			
前期末残高	3,087	3,053	3,087
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	10	△102	△33
当中間期変動額合計	10	△102	△33
当中間期末残高	3,098	2,950	3,053
評価・換算差額等合計			
前期末残高	16,084	1,293	16,084
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△8,089	13,580	△14,791
当中間期変動額合計	△8,089	13,580	△14,791
当中間期末残高	7,995	14,874	1,293
新株予約権			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	14	—
当中間期変動額合計	—	14	—
当中間期末残高	—	14	—
純資産合計			
前期末残高	126,971	108,960	126,971
当中間期変動額			
剰余金の配当	△580	△579	△1,160
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,611	3,005	△2,061
自己株式の取得	△37	△5	△61
自己株式の処分	16	1	30
土地再評価差額金の取崩	△10	102	33
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△8,089	13,594	△14,791
当中間期変動額合計	△11,313	16,119	△18,010
当中間期末残高	115,657	125,080	108,960

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(および出資金)および関連会社株式(および出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同 左 (2) 同 左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(および出資金)および関連会社株式(および出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 その他 : 3年~20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 その他 : 3年~20年

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分	(1) 貸倒引当金 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の強力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の強力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>
	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上することとしております。</p> <p>ただし、当中間会計期間は役員への支給額を合理的に見積もることが困難であるため引当金計上しておりません。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上することとしております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	—	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同 左	(7) 偶発損失引当金 同 左
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3月30日)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことにともない、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は127百万円、「無形固定資産」中のリース資産は5百万円、「その他負債」中のリース債務は133百万円増加しております。</p> <p>なお、損益に与える影響は軽微であります。</p>	—	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3月30日)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことにともない、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は146百万円、「無形固定資産」中のリース資産は4百万円、「その他負債」中のリース債務は150百万円増加しております。</p> <p>なお、これによる経常損失および税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年 7月11日)により改正され、平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことにともない、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」および「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	—

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>金融資産のうち、変動利付国債については、当中間会計期間において実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく乖離しているため、市場価格を時価とみなせないと判断し、当中間会計期間においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。</p> <p>これにより、市場価格を時価として算定した場合に比べ、「有価証券」中の国債は5,304百万円、その他有価証券評価差額金は3,161百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は2,143百万円減少しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワプション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化したうえで、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値であり、国債の利回りおよびスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> <p>(ストック・オプション制度の導入)</p> <p>当行は、平成21年5月14日開催の取締役会において、当行の常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入を平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会に付議することを決議し同総会において承認されました。これにともない、当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>金融資産のうち、変動利付国債については、当事業年度において実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく乖離しているため、市場価格を時価とみなせないと判断し、当事業年度においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。</p> <p>これにより、市場価格を時価として算定した場合に比べ、「有価証券」中の国債は5,741百万円、その他有価証券評価差額金は5,741百万円それぞれ増加しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワプション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化したうえで、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値であり、国債の利回りおよびスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(役員退職慰労金制度の廃止)</p> <p>当行は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会終結時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、再任される取締役および同総会後も引続き在任する監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを決議し同総会において承認されました。これにともない、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、同引当金に計上しておりました同総会終結時までの未払額181百万円および取締役を兼務しない執行役員に対する退職慰労金相当額12百万円を「その他負債」に計上しております</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額1,117百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,304百万円、延滞債権額は53,479百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,099百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額1,090百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,431百万円、延滞債権額は53,398百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は826百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額1,117百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,789百万円、延滞債権額は51,547万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありませぬ。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,036百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は69,882百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,313百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 28,203百万円 その他資産 52百万円 担保資産に対応する債務 預金 12,603百万円 債券貸借取引受入担保金 21,922百万円 借入金 3,500百万円 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,846百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は271百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、411,488百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能な</p>	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は61,655百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,100百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,039百万円 その他資産 50百万円 担保資産に対応する債務 預金 10,344百万円 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券84,095百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は261百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、403,269百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能な</p>	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は62,373百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,327百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 34,807百万円 その他資産 50百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,162百万円 借入金 30,000百万円 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券83,124百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は273百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、427,820百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能な</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>ものが411,488百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>	<p>ものが403,269百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>	<p>ものが427,820百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 31,941百万円 _____</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,720百万円であります。 _____</p>	<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 32,569百万円 _____</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,370百万円であります。 _____</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,088百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 31,961百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,371百万円 (当事業年度圧縮記帳額40百万円)</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,520百万円であります。</p> <p>※14. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額 36百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)				当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)				前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)			
<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 834百万円 無形固定資産 50百万円</p> <p>※ 2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 8百万円、貸倒引当金繰入額5,891百万円、株式等償却354百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失97百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別損失には、減損損失201百万円を含んでおります。</p> <p>※ 4. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 904百万円 無形固定資産 69百万円</p> <p>※ 2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 5百万円、貸倒引当金繰入額115百万円、株式等償却122百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失727百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別損失には、減損損失413百万円を含んでおります。</p> <p>※ 4. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※ 2. 「その他経常費用」には、貸出金償却10百万円、貸倒引当金繰入額7,176百万円、株式等償却959百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失263百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別損失には、減損損失201百万円を含んでおります。</p> <p>※ 4. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地建物等 3か所	63百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 6か所	190百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 3か所	63百万円
	遊休資産	土地建物等 10か所	26百万円		遊休資産	土地建物等 11か所	18百万円		遊休資産	土地建物等 10か所	26百万円
秋田県外	営業店舗等	土地建物等 2か所	110百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 2か所	203百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 2か所	110百万円
	遊休資産	土地建物等 1か所	0百万円		合計		413百万円 (うち建物 0百万円) (うち土地 412百万円)		遊休資産	土地建物等 1か所	0百万円
合計			201百万円 (うち建物 7百万円) (うち土地 193百万円)	合計			413百万円 (うち建物 0百万円) (うち土地 412百万円)	合計			201百万円 (うち建物 7百万円) (うち土地 193百万円)
<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成19年 4月 2日一部改正)に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成19年 4月 2日一部改正)に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成19年 4月 2日一部改正)に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	576	83	36	623	(注)
合計	576	83	36	623	

(注) 普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 83千株
普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買増請求による減少 36千株

II 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	649	14	4	659	(注)
合計	649	14	4	659	

(注) 普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 14千株
普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買増請求による減少 4千株

III 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	576	148	75	649	(注)
合計	576	148	75	649	

(注) 普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 148千株
普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買増請求による減少 75千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、電算機付属機器や自動車等であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同 左</p> <p>(イ)無形固定資産 同 左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同 左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同 左</p> <p>(イ)無形固定資産 同 左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,376百万円 無形固定資産 761百万円 合 計 2,137百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 788百万円 無形固定資産 232百万円 合 計 1,021百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 587百万円 無形固定資産 529百万円 合 計 1,116百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 566百万円 1年超 549百万円 合計 1,116百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料 301百万円 減価償却費相当額 301百万円</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,206百万円 無形固定資産 759百万円 合 計 1,965百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 889百万円 無形固定資産 530百万円 合 計 1,420百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 317百万円 無形固定資産 228百万円 合 計 545百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 364百万円 1年超 181百万円 合計 545百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料 280百万円 減価償却費相当額 280百万円</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,220百万円 無形固定資産 759百万円 合 計 1,979百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 770百万円 無形固定資産 380百万円 合 計 1,151百万円 期末残高相当額 有形固定資産 449百万円 無形固定資産 378百万円 合 計 827百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額 1年内 560百万円 1年超 267百万円 合計 827百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料 585百万円 減価償却費相当額 585百万円</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

中間配当

平成21年11月12日開催の取締役会において、第107期の中間配当につき次のとおり決議しました。

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 中間配当による配当金の金額 | 579百万円 |
| (2) 1株当たりの中間配当金 | 3円00銭 |
| (3) 支払請求の効力発生日および支払開始日 | 平成21年12月10日 |

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し支払います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	山	正	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富	樫	健	一	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	雅	章	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根	津	昌	史	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	山	正	明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富	樫	健	一	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	雅	章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根	津	昌	史	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第107期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月27日
【会社名】	株式会社 秋田銀行
【英訳名】	THE AKITA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤原清悦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	秋田市山王三丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社秋田銀行 東京支店 (東京都中央区京橋三丁目13番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 藤原清悦は、当行の第107期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。